

田辺市人権施策推進計画 平成20年度推進状況報告書

平成21年6月

田 辺 市

はじめに

田辺市では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を目指して、人権施策の基本理念を「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」と定め、その推進に取り組むべく、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、全庁的に取組を進めているところです。

この報告書は、「田辺市人権施策基本方針」を実効性のあるものとするため、具体的計画としてまとめた「田辺市人権施策推進計画」に掲げた個々の事業の平成20年度における進捗状況をまとめたものです。ここに、各課の取組の進捗状況をご報告いたします。

平成21年6月

田辺市人権推進課

人権施策の推進に向けた推進計画

1. 推進するための条件整備

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市人権施策推進本部等の設置	市長を本部長とする田辺市人権施策推進本部を設置し、田辺市人権施策基本方針に基づき、全庁的に人権教育・啓発を推進する。	人権推進課	田辺市人権施策基本方針に基づき、推進本部の決済を得て、田辺市人権施策推進計画を策定した。		平成21年度も継続実施。懇話会の意見を受け、今後の施策に反映させる。
田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局	5つの支部からなる田辺市人権擁護連盟と連携する。また、事務局として市民の主体的な人権意識の向上や啓発活動を支える。	人権推進課 行政局総務課	平成20年6月22日に、5支部・約260名からなる田辺市人権擁護連盟を設立し、合併前からの課題であった人権組織の一本化が達成された。また、事務局として各種会議、理事研修会を開催、支援し、組織としての一体化に努め、広報紙の発行支援を行った。各支部では、行政局総務課が講演会や啓発の実施支援を行い、市民の人権意識の向上に努めた。		平成21年度も継続実施。
紀南地方人権推進連絡協議会との連携及び事務局	本協議会は、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町の人権団体で組織され、各団体相互の連絡協調を図り、紀南地方における人権啓発の振興と充実に寄与することを目的として、人権活動の取組や支援、各種研修会等を実施する。	人権推進課	人権週間、人権擁護委員の一斉啓発活動の実施。ふれあい人権フェスタでの研修参加。県人権啓発センター等が企画、実施する事業に参加、参画等を行った。	自治体単位だけでなく、広域での人権啓発活動について検討する必要がある。	平成21年度も継続実施。
田辺市人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局	法務大臣から委嘱された田辺市内21名の人権擁護委員による組織で、人権特設相談の実施、小学校での人権教室、各種啓発、各種研修、委員相互の研鑽を図る。	人権推進課	人権の花運動、人権作文の応募依頼の実施。人権擁護委員の日、人権週間における街頭啓発、企業訪問、相談の開設。人権教室を旧田辺で1校、行政局管内で1校実施。田辺市人権教育啓発推進懇話会、紀南こころの医療センター人権擁護推進委員会、田辺市児童問題地域協議会等への委員としての参加。		平成21年度も継続実施。
田辺市人権教育啓発推進懇話会	適切な人権施策の取組が行われるよう、人権施策推進計画についての評価、課題等について田辺市人権教育啓発推進懇話会で審議する。また、必要に応じて社会の変化に伴って新たに生じてくる人権課題を審議する。	人権推進課	平成21年3月6日に懇話会を開催し、懇話会の趣旨の説明、会長・副会長の選出、会議の公開について検討、田辺市人権施策推進計画の概要説明を実施した。	人権施策推進計画についての意見を、今後の施策に活かしてゆく。	平成21年度も継続実施。
和歌山県人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	県内に所在する人権啓発にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し各種人権啓発活動を総合的・効果的に推進することを目的とする組織で、和歌山地方法務局、県、市町村、和歌山人権擁護委員連合会、和歌山県人権啓発センターで構成。さらに県下は2ブロックに分かれていて、田辺市は、みなべ町から新宮市までの紀南ブロックに属している。	人権推進課	「ふれあい人権フェスタわかやま」への参画のほか、「人権のつどい」や「人権パネル展」の開催。懸垂幕・街頭啓発等を実施した。	県下2ブロックに分かれている。地方ネットワーク協議会は活動できていない。全般的に関係機関相互の連携が希薄であるため担当の和歌山地方法務局のリーダーシップが望まれる。	平成21年度も継続実施。
学習教材の開発等	市民の学習ニーズや課題に応じ、視聴覚教材の整備に努め、市のホームページに掲載する。また、公民館等で人権学習を実施しやすいように、独自の学習教材の作成に努める。	人権推進課	視聴覚教材として、改正均等法とセクハラ、パワハラ、ケータイとパソコン等7本のビデオを購入した。平成20年度の貸出本数は35本。	貸出だけでなく、企業などの人権研修でも必要に応じて使用してゆきたい。	平成21年度には、公民館等で使用できる学習パンフの作成を予定。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種意識調査	田辺市独自の意識調査としては、合併前の平成3年に「いまここに起つ」と題された同和問題意識調査報告書をまとめ、県では平成8年と平成13年に「同和問題に関する和歌山県民意識調査」がまとめられている。市単独での人権に関する意識調査については予定していない。県が「人権に関する県民意識調査」を実施する際、市としても協力する。	人権推進課	県が実施した「人権に関する県民意識調査」において、調査対象者の選出に協力した。		平成21年度、意識調査等の調査予定はない。
人権を考える集い	田辺市人権擁護連盟等各種団体と連携しながら、多くの一般参加者が得られるように努める。	人権推進課	平成21年2月28日(土)開催 第一部 講演会 「ことばはプレゼント」 講師 増岡弘 氏 第二部 群読 「角笛にて」 劇団東京ルネッサンス 参加者 約200名	一般参加者の参加増が課題である。	平成21年度も継続。
人権学習指導者養成講座	人権教育・啓発を進めるにあたって指導的立場にある方を対象とした研修会を開催する。	生涯学習課 人権推進課	9月5日(金)紀南文化会館小ホールにおいて、大阪大学教授の平沢安政氏を講師として、公民館長、生涯学習(人権)推進員、公民館主事、市職員の管理職、幼・小・中学校の管理職、人権擁護委員、人権擁護連盟理事、企業人権教育推進協議会等の人権教育・啓発に関わりの深い指導者を対象とした、「人権教育・啓発 指導者研修会」を開催。参加人数は約200名。	市内の人権教育・啓発の指導者を一同に集めた研修を実施することにより、人権問題を巡る今日的課題等についての共通理解を図る良い機会となった。	今後も指導者を対象とした研修については、継続的に実施してゆく。内容と講師の選定については、関係者と十分協議を深めるものとする。
各学校における、保護者対象の教育講演会	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対し様々な角度から人権の啓発を行う。	学校教育課 生涯学習課	各学校の実状に応じて教育講演会等を開催し、保護者に対して様々な角度から人権啓発を行った。(学校教育課) 全30の小学校において、保護者学級を開催。述べ参加者数は4,598名。(生涯学習課)	児童生徒の人権意識の向上を図るには、保護者の人権意識の向上が必要不可欠である。各学校で行われる教育講演会は、研修を受ける機会の少ない保護者にとっては大変有意義であり、人権意識の向上に繋がっている。参加者数が少ないのが課題である。(学校教育課) 人権に関する視点を幅広く持ちながらテーマを設定し、各校において計画を立てた上で、保護者学級を開催している。本年度は、青少年問題、障害者問題についての取扱いが多かった。(生涯学習課)	平成21年度も継続予定(学校教育課) 子どもを育てるという視点を踏まえ、各校の保護者が興味関心をもっていた内容の、保護者学級を実施していくものとする。(生涯学習課)
広報田辺の活用	広報田辺での講演会や研修会への参加の呼びかけや、「人権週間」をはじめとする強化期間などに広報活動を行う。「人権コラム」掲載を検討する。	人権推進課 企画広報課	担当課から掲載依頼があった場合、広報田辺の紙面を活用し、人権に関する記事の掲載を積極的に行った。(企画広報課) 平成20年12月号広報で、「熊野古道と人権」と題して、当地方の人々は昔から「思いやり」があることを、道休禅門の写真を利用して広報した。(人権推進課)	講演会や研修会の日程を情報BOXでお知らせすることで、市民への周知が図られたが、特集などによる問題提起や啓発活動は十分に行なえていない。(企画広報課) 当地方の特色を生かした内容で掲載に努めたい。(人権推進課)	平成21年度も継続して実施する。

2. 人権の視点に立った行政の推進

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。	人権推進課	人権相談を受ける場合には、他の方の目が気にならないように個室で、基本的に複数で行っている。 個人情報に記載された不必要な用紙はシュレッダーにかけ、また、住宅新築資金等貸付金の償還台帳等は、カギをかけて保管している。		ユニバーサルデザインに気をつけてゆきたい。特に平成21年度は色覚関係に力を入れたい。
同上	同上	企画広報課	平成20年度で実施した各種統計調査においては、氏名や連絡先をはじめ、年収や保有している住宅・土地の状況などを調査する項目もあることから、統計調査にご協力いただいた方々の個人情報の保護に十分注意した。広報田辺の作成や防災行政無線を放送するにあたり、情報の提供や個人の保護など、常に市民の尊重を念頭に置き取り組んでいる。	現在のところ、統計調査における個人情報の保護については守られていると考えているが、今後も情報の漏えいが発生しないよう細心の注意が必要である。 広報田辺の作成や防災行政無線を放送するにあたり、常に市民の尊重を念頭に置き取り組んでいるが、特に防災行政無線の放送については、緊急性を要するため、十分注意を払う必要がある。	平成21年度も継続して実施する。
同上	同上	自治振興課	すべての職員が平素から事業について常に留意しながら業務の遂行に努めた。	市民活動、市民生活に関わる部署として常に事業の遂行に心がけた。	平成21年度も継続予定
同上	同上	総務課	人事配置や役職への登用については、性別に関わらず、個人の勤務成績や意欲、能力を適正に評価し、実施している。		今後とも適正な配置に努める。
同上	同上	情報政策課	課員個人個人が、事業内容を理解し、実行できるよう職員対象の研修に参加するなど取り組みをおこなった。		今後とも、各課員がそれぞれ事業内容にかかわられた各項目を念頭に取り組む。
同上	同上	南部・西部・芳養センター	利用者・相談者の年齢層の幅が広く言葉のコミュニケーションに十分注意して対応している。 利用者・相談者の連絡先や内容についての個人情報の保護を厳守している。		
同上	同上	市民課	相手の立場に立った対応に心がけている。情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組んでいる。	さまざまなお客様がおみえになるなか、お客様のうけとりかたによって、時には、思いがけない反応をされることがある。常に相手を大切に思う気持でお客様に接することが必要。また問題がおこったときは全員で問題点を共有するように努めている。	
同上	同上	産業政策課	産業政策課においては、企業誘致及びマーケティング活動等、対外的な業務が主流となっているため、年間を通して不特定多数の方々との交渉・協議が多くなっている。そのため、各課での共通取り組みとなる標記事項については、充分に認識し、かつ、積極的に取り組んだ。		鋭意継続して取り組む。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各課での共通の取組	相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。	都市整備課	日々の業務において、性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場を形成されるよう心がけつつ、情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応に心がけている。	概ね日々達成出来ているので評価できる。	今後も業務内容柄から情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き相手の立場に立った対応が必要である。
同上	同上	生涯学習課	各地区公民館における地域住民の方々への対応や、中央公民館での窓口及び電話での対応の際には、相手の立場を尊重した対応に心がけるとともに、個人情報の保護等にも配慮するようにしている。また、できる限り、研修の機会を活用し、人権問題に関する認識を深めるようにするとともに、特に公民館主事については、各公民館の人権学習会への出席を、研修の機会としている。	人権問題を総合的・体系的に学習するための機会を作る必要がある。	できる限り機会を捉えて、研修を行うものとする。
各課での共通の取組	相手の立場に立った対応に心がける。 性別にかかわらず、個性や能力、意欲が十分発揮することができる明るい職場づくりに取り組む。 情報の提供や個人情報の保護など、常に市民の人権の尊重を念頭に置き取り組む。 職場内で人権についての学習を深める。	スポーツ振興課	市民の個人情報の保護、及び体育施設貸出業務等窓口対応時の障害者への分かりやすい対応に十分留意すると共に、体育施設への落書きについても、人権に関わる内容はないか等、施設管理者の協力を得て確認を行っている。	体育施設等への落書きについて、見回りをを行い啓発することにより、減少しつつある。	障害をもたれた方への対応について、今後も十分な配慮をしていきたい。
取組の確認	市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくため、各課でどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認する。	人権推進課	田辺市人権施策推進計画の作成及び進捗を把握することで、各課でどのようなことに気をつけて、行政の推進に取り組んでいるかを確認した。		平成21年度も継続実施。
市民憲章の朗読	「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。」とうたっている市民憲章の精神を尊重し、実践する為、田辺市自治会連絡協議会総会、田辺町内会連絡協議会総会等自治会活動の場において、参加者全員による市民憲章の朗読を行う。	自治振興課	田辺町内会連絡協議会及び田辺市自治会連絡協議会総会資料裏表紙に市民憲章を印刷し全会員に配布 ・田辺町内会連絡協議会 84組織 ・田辺市自治会連絡協議会 216組織 田辺町内会連絡協議会及び田辺市自治会連絡協議会総会冒頭において市民憲章の唱和を行う ・田辺町内会連絡協議会 68名出席 ・田辺市自治会連絡協議会 40名出席	市民憲章の朗読により、地域自治組織における人権意識の高揚と全市一体となった普及促進活動を実施できた。 問題、課題等は特になし。	平成21年度も継続予定
要援護者の支援対策	自主防災組織に代表される地域住民による災害対策の確立ができており、かつ、希望する自治会等に対し要援護者名簿を交付することで援護を必要とする方々の所在等を把握していただき、万一の有事の際はもとより、日ごろから地域の要援護者支援対策に活用していただくとともに、地域防災体制の充実を図る。平成20年度中に当該名簿の完成及び自治会等への交付制度を実施する予定。	総務課防災対策室	市保健福祉部と連携し民生委員児童委員各位にも多大なご協力を賜り「田辺市災害時要援護者名簿」を作成の基、1月から2月にかけて市内全自治会等の長への交付手続等に係る説明会を開催して3月から交付基準を満たす自治会等に交付を開始している。なお、交付開始一ヶ月間における交付実績は16自治会等である。	評価としては、本件に伴い、より一層自治会等の長をはじめ、市民の皆さんの防災意識の高揚を図ることができたと思われる。なお、問題点・課題等としては、長期的視野であるが、本名簿の交付目的である本名簿を活用したさらなる地域防災力充実及び地域コミュニティの活性化である。	本名簿の庁内関係部署連絡会議に基づき、基礎情報リスト（対象者リスト）の一部変更を行うなど、さらなる精査した名簿にするるとともに、平成21年度も交付手続を継続予定。
わかりやすいパンフレットの作成	パンフレットの作成にあたり、専門用語を使いつつわかりやすい表現をし、新たにイラストを加えるなどし、子供からお年寄りの方までわかりやすい内容とし、小・中学校の教材や自由研究の資料として活用できるようなパンフレットを作成する。	高速道路室	平成19年11月11日近畿自動車紀勢線が田辺市まで開通した際、市教育委員会から、教材用として南紀田辺インターチェンジの写真提供があり、このことを受け、平成20年度パンフレット作成にあたり、専門用語を使いつつもわかりやすい表現を考え、新たにイラストを加えるなどし、子どもさんからお年寄りの方までわかりやすい内容とした。また、小・中学校の教材や総合学習・自由研究の資料として活用できるようなパンフレットの作成を実施した。	高速道路が田辺市まで開通し身近なものとなったこともあり、高速道路が地域にもたらす効果・役割を多くの方に知っていただくにも有効であると思われる。 しかし、パンフレットの配布先が行政や関係機関になりがちであり、今後はより幅広い広報活動が必要と思われる	平成21年度も継続予定。パンフレットや啓発グッズの作成を継続して行うとともに、市のホームページにも反映させ、より多くの人々に周知していく。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権に配慮した企業誘致	企業誘致活動においては、地域との連携を重視し、人権や環境を大切にす企業の誘致に努める。	産業政策課	平成20年度において、地域との連携を重視し、人権や環境を大切にす企業の誘致に取り組んだ。しかし、最終的な企業誘致は無し。		平成21年度も継続予定。
相談者や要保護者等の 人権尊重	生活保護の対象者は、高齢や障害・傷病等で就労が困難であるなど、何らかの理由で生活に困窮されている方々であり、担当職員一人ひとりが常に相談者や要保護者等の 人権を第一に考えるとともに、相手の立場に立って対応するよう、係内会議等を通じて常に研修と研鑽に努める。	福祉課	随時開催しているケース検討会などの係内会議等の機会を捉え、係員相互に研修を実施しているほか、保健福祉部長などによる被保護者や要保護者の人権に配慮した対応や処遇についての研修を実施している。	多種多様な市民を対象として業務を行っており、状況に応じた対応に努めているが、対応に苦慮する場合等もある。	平成21年度以降も継続実施。

3. 人権教育・啓発の推進

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人を大切にする教育の推進	人権教育担当者会・管理職研修会及び定例学校訪問等を利用し、各学校・園に対して「人を大切にする教育」の全体計画に基づき、人権教育をより積極的に展開するよう指導する。 また、各学校・園では教育計画に基づき、道徳をはじめとした全教育活動を通して人権教育を実践し、児童生徒の人権意識の向上に努める。	学校教育課 生涯学習課	・平成20年5月から平成20年11月にかけて、定例学校訪問を実施し、その中で人権教育を積極的に展開するよう指導した。 ・平成20年8月11日に人権教育主任者会（参加者47人）、平成20年8月21日には校長会（参加者47人）、そして10月28日には教頭会（参加者43人）を実施し人権教育を積極的に取り組むよう指導した。（学校教育課） 各公民館から選出されている、生涯学習（人権）推進員の会議を年に3回実施する。その中で、「人を大切にする教育」基本方針と、基本計画の内容を確認し、それに基づいた教育啓発活動を展開するよう、意思統一を行った。（生涯学習課）	研修会等を通じて、各学校に指導することができた。また、各学校では教育計画に基づき人権教育を推進しており、児童生徒の人権意識の向上を図ることができた。しかし、インターネット上への書き込みによる問題など、新たな課題も上がっている。（学校教育課） 「人を大切にする教育」基本方針と基本計画を、確認することにより、統一した考えに基づいた事業展開を図ることができた。（生涯学習課）	平成21年度も継続予定（学校教育課） 今後とも、あらゆる機会をとらえて、「人を大切にする教育」基本方針と、基本計画については、確認の取組を行っていくものとする。（生涯学習課）
人権お話し会	小中学生各校3名により、人権作文の発表会と講演会を開催する。	本宮行政局総務課	各校からの小中学生代表により、人権作文の発表会と講演会を12月4日に開催。 講演 演題「私と手話」 講師 小淵静子 氏	児童、生徒に人権を学び発表する場を提供できた。昼の開催で、一般の方の参加が少ない。	平成21年度も継続予定
公民館 地域別人権学習会	市内の各公民館がそれぞれの地域において、人権の重要課題に対する基本的な認識を十分踏まえながら、市民一人ひとりが人権課題を発見し、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結びつくような人権学習会を開催する。 開催にあたっては、公民館長と公民館主事が、生涯学習（人権）推進員と協議し、公民館区ごとに各種団体・機関等の協力を得ながら人権学習実行委員会を組織して、学習会の企画・運営等について協議する。	生涯学習課	本年度は、43会場での開催で、延べ2,437名の市民の参加があり、身近な生活と人権というテーマで、裁判員制度、少子高齢化の問題や、限界集落の問題、交通手段の問題、医療の問題など、生活に関わる深刻な課題を取り上げて、人権学習会を展開した地域が見うけられた。また、地域の各種団体を網羅した実行委員会組織を立ち上げ、相当な回数の会議を重ね議論を深めた上で、人権学習会を開催するというスタイルが定着している地域もあつた。	会場数、参加者数とも、ここ数年、ほぼ同じ位の数で推移している状況であるが、やや参加者が固定化しているという傾向があるため、幅広い市民の参加を得るための工夫が求められている。館長、主事と生涯学習（人権）推進員、人権擁護連盟理事が連携を図り、地域住民の参画を得た実行委員会組織を作り、地域の人権課題について十分協議した上で、学習の企画・立案・実行に移すという取組を大切にする必要がある。また、館長、主事、生涯学習（人権）推進員の研修や、相談業務、教材の提供や講師の派遣など、地域の取組を支えるための、生涯学習課の支援も必要となっている。	人権の基本的な問題を踏まえながら、地域の状況を大切にしたテーマを取り上げ、実行委員会の組織を中心に地域別人権学習会を開催していくものとする。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
企業・各種団体等での人権啓発	企業の評価を、経済的な面だけでなく、人権尊重や環境保護などの視点から評価する動きも一般的になってきた。このような状況下で、企業からの講師派遣の要望に基づき、指導員を講師として派遣する。	人権推進課	平成20年度は9企業・団体から要望があり、274名を対象に人権啓発を行った。「人権の歴史」、「熊野古道と人権」、「モラルハラスメント」、「セクシャル・ハラスメント」など内容は多彩。	小規模企業が多いので、企業からの講師派遣依頼の増加は困難な状況である。	平成21年度も継続実施。
各種団体等での人権啓発	各種団体での人権学習・啓発については、派遣要望に応じて人権推進課指導員を派遣する。また、市の人権行政について講座を希望する場合は、課長等が講師を務める。	人権推進課	市の学びあい講座では、「田辺市人権施策基方針」を説明。平成20年度は派遣実績なし。	学びあい講座での要望が少ない。	平成21年度も継続予定。
田辺市企業人権推進協議会	本協議会は、雇用者の人権を尊重し、企業内における人権教育及び啓発の取組を推進するため、関係機関等との連携を密にし、企業活動における人権課題の解決に資することを目的として、「会員相互の連絡連携」、「企業内人権教育及び啓発の推進」、「雇用の安定を図るための調査、研修及び指導」などを行う。	商工振興課	平成20年度の事業計画に基づき、研修会を実施した。総会開催時には、人権施策推進に関するパンフレットや各種資料などを配付した。 総会（平成20年6月4日）開催時の研修会 〔講演〕 演題「熊野古道と人権」 講師 田辺市企画部 人権推進課 朝井 正喜氏 参加者合計27名 和歌山県が主催（日時：平成20年10月25日 場所：上富田文化会館）する「男女が共に働きやすい環境づくりと経営」の講演に参加依頼を行うなど、他団体が実施する人権施策についても積極的に参加するよう呼びかけた。	現在、会員が52企業あり、7参与会員とともに、昭和58年度から平成20年度までに、延べ424企業、23,570人の参加により、企業内研修が行われてきた。近年、企業内研修を開催している企業数は、年間7～9企業になってきているが、今後とも継続して実施していくことが効果に繋がっていくものと考えている。	市内の企業全てが協議会の会員となっているわけではないため、今後の協議会の運営を含めて、事業内容について検討を重ね、来年度以降も継続して実施していく予定です。
職員向け人権及び男女共同参画研修の実施	4月2日 新採用職員研修（前期）、10月1日 新採用職員研修（後期）のカリキュラム内において「人権教育・啓発の推進について」及び「男女共同参画社会づくりの推進について」と題して研修を実施する。新規採用職員研修、一般職員一次研修、一般職員二次研修でのカリキュラムにおいて「人権研修」を実施する。	総務課	市で実施： 4月2日「新採用職員研修（前期）」〔受講者数 13人〕及び10月1日「新採用職員研修（後期）」〔受講者数 12人〕のカリキュラム内において「人権教育・啓発の推進について」及び「男女共同参画社会づくりの推進について」と題した研修を実施済み。 和歌山県市町村職員研修協議会が実施： 4月16日 - 18日 「新規採用職員研修」（対象者：新採職員）〔受講者数 9人〕 4月30日 - 5月2日 「一般職員基礎研修」（対象者：5年以内の者）〔受講者数 8人〕 6月11日 - 13日 「一般職員一次研修」（対象者：5年程度の者）〔受講者数 8人〕 7月9日 - 11日 「一般職員二次研修」（対象者：8年以上の者）〔受講者数 9人〕 上記カリキュラム内においても「人権研修」を実施し、計34人が受講した。	人権に関する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に実施していく。
田辺市教育委員会人権教育主任者研修会	本市における人権教育推進の中心的な役割を担う教員の育成を目的として、人権教育担当者会を実施する。教職員の人権意識の向上を図るために、各学校では実状に応じて人権教育研修を行うよう指導する。	学校教育課	・人権教育担当者会（和歌山県教育委員会主催）を平成20年5月21日に実施。各学校の実践発表を通じて、人権教育に関する指導方法の充実を図った。（参加者47人） ・人権教育リーダー養成研修（和歌山県教育委員会主催）に本市から3名の教員を派遣した。 ・平成20年8月11日に人権教育主任者会を実施（参加者47人）。情報モラルに関する研修を深めた。	教職員の人権意識を向上させることにより、児童生徒一人一人の人権意識を高める取組につなげている。	平成21年度も継続予定

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市民生児童委員協議会研修会	民生委員・児童委員は、その活動にあたって、個人の人格を尊重することはもとより、基本的人権に関する正しい理解と認識に基づき活動を進めていくことが基本となる。本協議会では、こうした人権意識の高揚を図るため、年に1回は人権学習会の開催または他機関が開催する人権講演会等への参加に努める。	福祉課	平成20年6月18日から19日にかけて行われた和歌山県等主催の児童委員研修会において人権啓発用ビデオ「夕映えのみち」をみて学習した。参加者37名。平成20年12月12日の田辺市民生児童委員協議会総会及び研修会において、人権啓発用ビデオ「エールを贈るパス」をみて学習した。参加者91名。平成21年2月28日に田辺市等が主催した「人権を考える集い」のチラシを委員全員に配布して参加を呼びかけた。	ビデオ学習になる場合が多いが、田辺市民生児童委員協議会では年2回の全員研修会を計画しているため、毎年ではなくても講師を招いた研修を検討したい。	平成21年度も継続予定。
警察職員との連携	警察から要望に応じて指導員の派遣等を実施する。	人権推進課	警察への派遣実績なし。	県の組織でもあり、現実的には警察との連携は難しいが、できる範囲で連携強化に努める。	平成21年度も継続。
交通安全対策事業、田辺市暴力追放協議会事業、田辺地区防犯協議会事業	市民の基本的人権の根底となる生命を守り、安全・安心な生活を保持するため、警察署との緊密な連携を図りながら、交通安全対策事業（街頭啓発・指導等）及び暴力追放活動（決起集会・パレード等）並びに防犯活動（紀伊田辺駅前におけるマナーアップキャンペーン等）を行う。	自治振興課	交通安全対策事業 行政機関や民間の各種関係機関等で組織する「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」で、春・秋の全国交通安全運動期間及び夏・年末の交通事故防止県民運動時に広報・啓発活動を実施 交通指導員による毎月1日・15日の通学通園時の街頭指導や各種イベントでの交通雑踏整理 警察署が中心となり、幼児から高齢者を対象とした交通安全教室を開催。田辺警察署管内では130回開催し、8,483人が参加。 田辺警察署や交通ボランティア団体、教員、市職員等が原則、毎月15日夕方、自転車通学生等に対する街頭指導を実施 田辺市暴力追放協議会事業 ・7月15日、総会開催。田辺警察署員による講演も行う（演題：暴力団の情勢について）。参加者約100名 ・暴力追放啓発看板の新設（旧市町村地域各1基） ・10月22日、決起集会開催。約400名参加 ・つばり坂電光掲示板にて暴力追放啓発 田辺地区防犯協議会事業 ・通年（児童・生徒に対する不審者対策及び防犯教室の開催、高齢者教室等での悪質商法防止啓発、田辺駅前、飲食店街等における補導活動の強化、環境浄化、防犯パトロール、ゲームセンター等への立ち寄り、中・高校生薬物乱用防止教室の開催等） ・3月19日、市内スーパーにて定額給付金を中心とする降り込め詐欺防止啓発	交通安全対策事業 悪質な運転（飲酒運転、危険運転）による交通事故や高齢者がかかわる交通事故が多発していることから、事故防止のための事業を実施する必要がある。 田辺市暴力追放協議会事業 全体的かつ継続的な取組を行うため、本会への加盟団体数の増加促進を図るとともに、ありとあらゆる機会を逃さずに、広く広報啓発を実施する必要がある。 田辺地区防犯協議会事業 県下における田辺市の犯罪率が依然として高い順位（ワースト7位）であることから、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、田辺警察署、防犯関係団体と一層の連携を図り、啓発活動に努める必要がある。	交通安全対策事業 既存事業 平成21年度も継続予定 新規事業 平成21年度と22年度で高齢者を対象に「交通安全大学事業」の実施を予定（単年度事業 対象25名） 田辺市暴力追放協議会事業 平成21年度も継続予定 田辺地区防犯協議会事業 平成21年度も継続予定

4. 相談支援体制の推進

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
人権相談	市民の人権に関わる相談に応じ、適切な指導助言を行う。	人権推進課	相談件数は10件あり、職場関係、病気関係、同和問題関係等である。必要に応じて、関係機関との連携や適切な助言に努めた。	身近なところで相談場所があることは大切である。	平成21年度も継続実施。
登記・相続・人権相談	法務大臣の委嘱による田辺部会所属の人権擁護委員が相談員となって実施する。(旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各年2回実施)	人権推進課	旧田辺では年4回、龍神年6回、中辺路・大塔・本宮では各年2回実施	特設相談での人権相談は少ないのが現状である。	平成21年度も継続実施。
女性電話相談	女性が抱える様々な悩みによる相談を実施する。(月曜日から金曜日 午前9時～正午まで)	男女共同参画推進室	・5名の女性相談員が、当番制で月曜から金曜の午前9時～正午までの時間帯で、家庭の問題、職場や地域での人間関係、心の問題等女性が抱える様々な悩みについて、相談者が問題解決に向けて、自己選択・自己決定していけるよう、電話による支援を行っている。 ・毎月末に、相談員が集まって受けた相談事例について検討する会議を行っている。平成20年度相談件数・・・74件(内DVについては11件) ・相談員の研修会等に参加して、相談員の資質向上につとめています。「DVにあって傷ついている人へのケアと対応について」講師 NPO法人レジリエンス中島 幸子(9/10参加者33名)	相談者の悩みを聞き、適切な情報等を伝えることにより、解決への支援が図られている。また、DV被害者の心の支えにもなっている。女性相談員の後継者問題。	平成21年度も継続実施。
隣保館相談事業	地域住民に対し、生活上の相談・人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。	南部・西部・芳養センター	毎月の指定日に県の産業振興部産業振興課職業相談員による職業相談や市の保健師による健康相談を実施した。地域住民からの日常生活上での電話や窓口での相談、市営住宅への入居や環境整備に関する相談、介護予防、福祉に関する相談があった。	市営住宅、介護予防、福祉の相談では関係担当部署との連携を深め迅速に対応出来るよう取り組む。	平成21年度継続実施。
市民法律相談	市民が抱える法的措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月月曜(原則)に開催する。	自治振興課	平成20年度は44回の開催で延べ238名の市民から相談を受けた。	市民が専門家から法的解決策を教わる事ができる便利な制度である。また、問題を抱える市民の多くは、経済的にも決して余裕があると言えず、経済的に余裕がない法的弱者救済の観点からも、安心して暮らせるまちづくりへの貢献は高いと思われる。	平成21年度も継続実施。
消費生活・市民相談	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談ごとについて、市民が身近に立ち寄ることのできる消費生活・市民相談を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。	自治振興課	平成20年度は、延べ347件の相談があった。その内、消費関係の相談は70件(20.2%)。	問題解決のための助言や情報提供、啓発活動を行うことにより、市民の意識高揚やトラブル防止が図られ、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。 しかしながら、生活形態が多様化する中で、相談内容には複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくなく、これらの要因を解きほぐして整理し、相談者自身が解決のための手段を主体的に選択できるよう、迅速かつ、きめ細やかな対応を行っていかねばならない。そういったことから、相談窓口機能の更なる充実を図るため、関係機関との協力・連携を進めるとともに、担当職員の資質向上に努める必要がある。	平成21年度も継続実施。 また、担当職員の資質向上を図るため、独自の研修会を開催するとともに、その他研修会への積極的な参加に努める。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
一般健康相談	成人一般健康相談については、各保健センター、西部センター、南部センター、芳養センター、地域の集会所等で定期的を実施する。また、課では窓口相談を行う。	健康増進課	・成人一般健康相談については、各保健センター、西部センター、南部センター、芳養センター、地域の集会所などで定期的に実施した。 重点健康相談としては、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防の健康相談を実施した。また、生涯学習フェスティバル開催のなかで、歯周疾患予防や骨粗しょう症予防相談、禁煙相談を実施した。 総合健康相談として、一般的な生活習慣病予防について実施した。 ・健康増進課や行政局住民福祉課で、平日（午前8時30分～午後5時30分）健康相談窓口を実施した。	相談参加者数は横ばい状況であり、参加者が固定化してきている。	平成21年度も継続実施。健康相談の日程案内等を市広報誌や、関係機関との連携を図り参加者数の拡充を図るとともに内容の充実に努める。
家庭児童相談	児童とその家庭からの子どもの養育、心身の発育、非行、不登校、家庭環境等あらゆる悩みの相談、児童虐待の相談や通報の受け付け、学校、児童相談所等、関係機関との連絡調整及び指導を所内及び家庭訪問により行う。	子育て推進課	土日、祝祭日を除き、午前8時30分から午後5時30分まで市民総合センター内家庭児童相談室において電話又は来所面接により、4名の家庭児童相談員が対応。ケースによっては相談員が該当世帯宅を訪問し面接を行った。年間延べ相談件数1,221件。	養育者の育児不安の解消等、心理的な負担を軽減出来た。また、児童児童虐待の相談、通告に対し関係機関と連携し対応することが出来た。	平成21年度も継続実施。
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある青年期の若者及び家族への継続相談を実施し、家族会、自助会参加を促し、必要に応じて医療機関等の関係機関へ紹介する。	健康増進課	・電話相談 述べ140件 ・来所相談（本人及び家族） 延べ327件 ・メール相談 6件 ・家庭訪問 述べ68件 ・自助会 18回39人 ・ひきこもり検討委員会 12回	ひきこもり相談は、専用電話・ファックス・メールでの相談や面接での相談を専任の担当者が実施している。	心身の健康相談については、相談内容によりやすらぎ対策課等関係機関との連携をさらに強化する。
子育て相談	子育てについて相談を課の窓口で実施する。初めて親になった方を対象のすくすく教室で心配ごと相談を実施する。乳幼児健診・相談時に個別に育児相談を実施する。	健康増進課	すくすく教室で心配ごと相談を実施した。子育て相談窓口として、電話や来所での相談を実施した。乳幼児健診・相談時に個別に育児相談を実施した。	すくすく教室では、実施後のアンケートによる評判もよく、日頃悩んでいることを共有できる場や、仲間作りの場にもなっている。子育て相談では、赤ちゃんとかかわりなど身近な相談を気軽に受けてもらえている。	すくすく教室では第1子を対象に案内を送付しているが、ハイリスク母子の教室参加を促す機会の検討が必要。電話相談では、病気の症状など把握しきれないことがあり、1回の相談では相談後の経過もわからず、適切な助言ができたか解らないことがあるため、必要に応じ訪問事業等につないでいく。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
発達障害児(者)相談 障害者生活支援相談	平成19年度までは、障害種別(身体障害、知的障害、精神障害)ごとに3つの社会福祉法人に委託を行い、それぞれの法人が設置する窓口で事業実施していたが、発達障害者支援の相談窓口とともに、4障害の相談窓口を一箇所に集約し、障害の種別に関係なく相談を受けることができる体制へと整備を行った。 利用者には、障害者の種別なくひとつの窓口へ連絡または来所により相談が受けられることになる。 この相談窓口を「障害児・者相談支援センター ゆめふる」として、市民から気軽に利用してもらえる窓口となるよう、障害福祉室及び各法人が連携を取り、運営に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成20年4月から、身体、知的、精神及び発達障害の相談窓口をひとつにした「田辺市障害児・者相談支援センター ゆめふる」を市総合センター内に開所した。4法人(田辺市社協、ふたば福祉会、やおき福祉会、県福祉事業団)から、担当者(相談支援専門員)が常駐し、障害児・者、その家族、関係者からの相談にあたっている。	相談窓口がひとつになったことから、障害種別に関係なく、相談をすることができるようになって、件数が増えた。また、担当者の連携を図ることができ、困難ケースへの対応にプラスとなっている。 訪問等のため4人が全員外出し「ゆめふる」が留守になる場合もあり、そのときの体制をどうするのが課題。 4法人の一部は、周辺自治体と同事業での委託契約を個々に結んでいるため、田辺市と他自治体の相談を分けにくくなっている面があり、今後は、広域での委託も視野に入れた検討が必要。	この事業の一環として行っている「はなまる相談」(概ね3歳以上の発達に遅れ等のある児童・者を中心とした発達相談)を利用希望者が多くなってきたことから、別事業として実施できるよう検討を行う。 相談支援の業務を市全体へ広げるため、各行政局内の利用者等への定期的な訪問等により、相談の掘り起こしを計画する。
不登校児相談	不登校問題に関する相談窓口を適応指導教室に設け、随時、電話相談や面接相談を行う。また、不登校児童生徒に対しては、各学校との連携のもと適応指導教室への通級指導や家庭訪問等を行い対応する。	学校教育課	適応指導教室通級(13名)、適応指導教室来室相談(87件)、適応指導教室電話相談(13件)。不登校児童生徒に対して、各学校と連携し家庭訪問等の指導を行った。	学校と適応指導教室の指導により、不登校児童生徒数は減少している。	平成21年度も継続実施
こころの健康相談	家庭・職場などで人権を侵害されたなどによる人間関係やストレスによる様々な悩みや不安、精神疾患など「こころの病気」に関する相談を保健師(保健所と協力)により月1回実施。	龍神行政局住民福祉課	24回(延べ人員46人 実人員10人)のこころの健康相談を実施した。精神的に不安定な人へのケアをサポートする事例が多かった。		

5. 同和問題

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「同和問題」啓発	「同和問題」を含めた研修会・講演会等の実施に向けた検討を行う。「同和運動推進月間」等、啓発の機会をとらえて他の人権課題とともに「同和問題」についての啓発(資料提供)を行う。	人権推進課	9月5日に講演会を開催し、同和問題を含め、人権の今日的な考え方、らせん状に進化する人権等の内容で研修に努めた。		平成21年度も継続実施。
「住宅新築資金等貸付金」にかかる償還業務	同和対策事業の一つである「住宅新築資金等貸付金」についての経緯や目的を正しく理解して、個人情報等の取扱いに細心の注意を払いながら取り組む。	人権推進課	同和対策事業の一環として、居住環境の整備改善を図るために個人に貸付した資金の回収業務であり、貸付金は25年の償還となっている。償還指導を行う中で、貸付金の回収を行なった。債権放棄を4件(3人)実施し、貸付金が回収できない事が確実な場合は、補助等を利用しながら整理を行った。	25年という償還期間は長く、その間、借受人の中には、収入減、死亡・病気などにより、相当数の貸付金に滞納が発生している。	将来の特別会計の閉鎖に向けた検討を行う。
地域交流事業	地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図るために、生花教室、茶道教室、健康体操教室、パソコン教室などを実施する。	南部・西部・芳養センター	生花・茶道教室を月2回、健康体操教室を開催した。 パソコン教室 1回目(6/23、24、26、27、30、7/1、2、4)の8日 昼の部・夜の部(2時間) 2回目(10/21、23、24、27、28、30、31、11/4)の8日 昼の部・夜の部(2時間)を実施した。(西部センター事業例)	地域住民参加の教室に周辺住民との交流が広がってきてはいるが、受講者数はよこばいの状況にある。	平成21年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各学校での教育活動、管理職研修会、人権教育担当者会、初任者研修会	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒 田辺市教育委員会が策定している「人を大切にする教育」の基本方針を基に、人権教育の充実を図るよう各学校・園に指導する。特に同和問題に関しては、社会科を中心に教育活動全体を通じて、正しい知識と認識を深めるよう指導を行う。 教職員 人権教育担当者会や初任者研修会及び管理職研修会などを通して、「人を大切にする教育」の基本方針についての研修を深め、同和問題を含めた人権教育の充実を図るよう指導する。 	学校教育課	<p>児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、「人を大切にする教育」の全体計画を作成し、実情に応じて人権教育を推進した。 <p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月から平成20年11月にかけて、市内全幼稚園（4園）及び小中学校（47校）を定例訪問し、人権教育を積極的に展開するよう指導した。 平成20年8月11日に人権教育主任者会を実施（参加者47人）。平成20年8月21日には校長会（参加者47人）、10月28日には教頭会（参加者43人）、また平成20年7月31日には初任者研修を実施し、教職員の人権意識の向上と、人権教育の積極的な推進に向け指導した。 	教職員の人権意識の向上を図ることに より、より充実した「人を大切にする教育」を推進することができた。	21年度も継続的指導

6. 女性の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
各種講座・講演会等の啓発活動	男女共同参画に関する各種講座・講演会を開催し、固定的な性別役割分担意識の見直しを図る。	男女共同参画推進室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間（6月23日～29日）に街頭啓発を実施した。（6/23） 人権講座「熊野古道と人権」について 講師 市人権推進課 朝井 正喜（7/5 参加者42名） 地域交流学習会「男女共同参画に関するビデオ（もっと素敵にハーモニー）を観ておしゃべりしませんか！」（参加総数79名） 女性に対する暴力をなくする運動期間（11月12～25日）に街頭啓発を実施した。（11/12） 再就職を希望する女性を対象に、再就職に必要な基礎知識等を習得するための講座を開催した。（参加総数50名） 11/16「心の鏡 カードで見つけるわたしの魅力」 講師 再チャレンジサポートコンサルタント 山本 裕美 「おしゃべりティ サロン ～みんなで参画～」（11/22） 「日本の女性は？男性は？私の目線で見てみると」 講師 EVI代表 関岡キャスリン（11/8参加者27名） DV防止講演会「心つなぎあう家族のために」 講師 NPO法人WANA関西代表 藤木 美奈子（1/24参加者72名） 「男女共同参画 ほほえみ料理教室」 講師 田辺地区食生活改善推進協議会（1/26参加者29名） 「夫婦で奏でる愛の音色 あなたもわたしも輝いて」 講師 エスペランサ（2/14参加者90名）等 		平成21年度も継続実施。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
審議会等委員への女性の参画促進	市役所各課における審議会等委員会への女性比率目標を30%とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努める。(女性の登用率は、26.3%(平成20年4月現在))	各課	市の審議会等委員会への女性が参画している数値目標を平成28年度末で、30%の目標値に掲げており、少しづつではあるが伸びてきている。ただ、女性委員のいない15の審議会等への登用については、あて職の壁や、専門分野における人材不足等があって、一気にいくものではなく、役職等に関係なく、女性を登用するよう働きかけていきたい。 平成19年度 20.6% 平成20年度 26.3%	役職や専門職は、必要枠ではあるが女性が参画できるような取組。公募制度の導入を推進。	引き続き、女性委員の登用に努める。
DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動	DVやセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行う。	男女共同参画推進室	・啓発誌「ゆう」を年4回発行し、関係機関へ配布しています。(1回の発行部数700部)「ゆう」第36・37号では、デートDVについて、第38号では、言葉の暴力についての啓発を行った。 ・チラシを案内カウンターに配置し、市民に提供した。「DV被害者支援センター(紀南DVセンター)設置、STOP THE 暴力、夫(妻)からの暴力を防止するDV防止法のしおり」 ・女性に対する暴力をなくす運動週間で、11/12パビリオンシティ、オークワにて救急絆創膏の配布による街頭啓発を行った。 ・案内カウンターに女性に対する暴力をなくす運動週間が印刷された救急絆創膏を配置し、市民に提供した。 ・1/24にDV防止講演会「心つなぎあう家族のために」を開催した。(参加者72名) ・2/16に職場のセクシュアル・ハラスメントについての研修会を開催した。(田辺市役所) ・2/18に職場のセクシュアル・ハラスメントについての研修会を開催した。(田辺郵便局)		平成21年度も継続予定
女性電話相談(再掲)	女性が抱える様々な悩みに電話による相談を実施する。(月曜日から金曜日 午前9時～正午まで)相談員研修を実施する。	男女共同参画推進室	4.相談支援体制の推進(8ページ)を参照		
「田辺市男女共同参画プラン」の推進	田辺市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくために、「田辺市男女共同参画プラン」に基づいて、各施策の取組を推進する。	男女共同参画推進室	田辺市では、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりの実現に向け、その指針となる計画「同プラン」を全庁的に取組を進め、「同プラン」を実効性のあるものとするため、具体的施策として掲げた個々の施策の推進状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行っている。	男性の参加や、若い人の参加を促す啓発が必要。	引き続き、各施策の推進に取り組むとともに、毎年各施策の進行管理を行う。
住民基本台帳事務における支援措置	DV及びストーカー行為等の被害者に係る閲覧請求及び住民票の交付請求並びに戸籍の附票の交付請求に関して、被害者の住所を探索することを防止し保護する。	市民課	事業の内容のとおり継続中。	以前からの申請者の継続申請に加え、新規の保護申出の件数も減ることはなく、対象者が増加している。	保護対象者の住民票等の交付については、今後もより注意深く対応していく。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
女性消防分団の設立	団本部付けの女性消防団員の採用を行い、平成21年度以降で、女性消防分団を設立する。	消防総務課	平成20年7月1日に団本部付け女性消防団員を採用した。平成21年4月1日に女性消防分団を設立した。	これまでの消防団は男性中心の組織であったが、時代に即した新しい消防団として、その活動に女性の能力を活用できる体制ができた。 消防団活動は、災害に直接対処するだけでなく、高齢者や地域社会に対する予防活動を重視しなければならないようになっており、このような社会的背景の中、女性消防団員の活躍が大いに期待される。	平成21年度以降、予防広報活動、救命講習活動等を展開する。
田辺消防署へ女性消防吏員用仮眠室等の設置	田辺消防署庁舎を改築し、女性消防吏員用仮眠室、浴室、便所等を設置し、女性消防吏員を配置する。	消防総務課	平成20年度事業で田辺消防署庁舎を改築し、女性消防吏員用仮眠室、浴室、便所等を設置した。平成20年10月の異動で女性消防吏員を田辺消防署へ配置した。	平成21年4月1日現在、消防本部には3名の女性消防吏員が配置されており、2名については、男性と同様に火災現場等へ出動している。田辺消防署へ女性消防吏員用仮眠室等を設置したことで、就業できる消防署が増加し、男性と同様に勤務に就くことが可能となった。	北分署、上富田消防署及び本宮消防署でも同様の施設整備が必要である。

7. 子どもの人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
たなべ人権フェスティバル	子どもたちに人権の根幹となる豊かな感性を育成するため、発達段階に応じた子ども向けのミュージカル（就学前・小学生低学年が主な対象）を開催する。	人権推進課	3月29日（日）に、第一部「歌のおねえさんとみんなの輪」、第二部ミュージカル「ピノキオ」の内容で開催。参加者約1000名	就学前、小学生低学年を主な対象とした市全体の事業として効果があり、希望者も多い。	平成21年度も継続実施。11月28日に開催予定。
児童館活動（子どもを育成する活動）	児童館では子どもの異年齢による集団遊びや各種活動等を通して、子どもの協調性や社会性を育成するとともに子どもたちが命を大切にすることや人を思いやる心、仲間意識を育成するための活動を意識的に行う。	田辺市児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・野外活動（キャンプ、ハイキング、畑づくり） ・スポーツ活動（卓球大会、グランドゴルフ大会、カヌー教室、パスピン大会、ドッジボール大会、ちびっこ相撲大会、少林寺拳法教室、バドミントン大会、ミニバスケット教室） ・文化活動（料理教室、おやつ作り、工作教室、オセロ大会、もちつき会、こま回し大会、人形劇、文化祭、館祭り、英語で遊ぼう、外国文化にふれる会、クリスマス会、本の読み聞かせ、おり紙教室、生花教室、茶道教室、七夕の集い） ・学習活動（計算教室、自主学習・学びの部屋） ・奉仕活動（公園清掃、福祉施設での奉仕） ・サークル活動（中学生クラブ） ・広報活動（児童館だよりの発刊、田辺市ホームページ掲載） 	放課後や休日に定例活動や行事活動等を実施することができた。また、毎月の児童館だよりや田辺市のホームページ掲載など校区全体に情報を発信しており、多くの子どもが児童館活動に参加している。また、子どもが安心して遊べる場「居場所」として、親の意識に定着しつつある。 児童館への自由来館による中学生の利用者は一定数あるが中学生対象の教室等への参加は少ない。また教室等を開設するにも学校行事、クラブ活動、塾などがあり、日程調整をするのがむづかしい。また、田辺市には三児童館があるが、その活動範囲は各館1小学校区、1中学校区に限られ、田辺市すべての子どもを対象とすることが困難である	平成21年度以降も継続して実施していきたい。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
児童館活動（地域活動を推進する活動）	学校や隣保館、地域の各種団体と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てる活動・ネットワークづくりを児童館が中心的な役割を持ちながら積極的に進める。また、子どもクラブ等の活動を支援するとともに、リーダーの育成に取り組む。	田辺市児童館	南部センターフェスティバルの開催 夏の子どもを守る運動懇話会の開催 夏の巡回補導実施 児童館祭開催 田二小校内バスピン大会協力 リーダー育成講座開催 天神町教育を進める会事業（盆踊り、公園清掃実施他） 西部サマーキャンプの実施 みんなでつくる夕涼み会実施	地域にある市の施設と連携をしながら町内会や関係団体と共に取り組むことができました。人と人のつながりを大切にしながらの子どもを中心に据えた活動は、すべての人が安心して暮らせる地域づくり、人づくりにつながると考える。地域の拠点として児童館が中心的な役割を果たす中で、関係機関と連携しながら地域の子どもと大人、大人と大人を結びつけていく活動を今後より進めていくことが大切である。また、子供クラブ活動への協力・支援を通して、リーダー育成に努めいくことが大切である。	平成21年度以降も継続して実施していきたい。
体験活動の実施	児童生徒の「豊かな心」の育成と人権意識の向上を図る為に、教育活動の中に体験的活動を積極的に取り入れる。	学校教育課	市内全中学校2年生を対象に、5日程度の職場体験学習を実施。 各学校の実情に応じて、福祉体験活動及び自然体験活動などを取り入れた。 田辺市立龍神中学校・田辺市立稲成小学校及び田辺市立秋津川小学校において、文部科学省指定の「豊かな体験活動事業」（長期宿泊体験）を実施した。	様々な体験活動を取り入れることにより、児童生徒に豊かな心を育成することができた。また、体験活動実施する際には安全対策を充分にとることが大切である。	平成21年度も継続実施
体罰やいじめの根絶	児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな指導ができるよう各学校に指導する。	学校教育課	各学校の実情に応じて、アンケート調査や児童会・生徒会活動を中心にきめ細やかな指導を行った。	各学校の取組により、大きな生徒指導上の問題は発生しなかった。	平成21年度も継続実施
児童問題対策地域協議会の設置運営、こどもの虐待防止講演会	児童問題対策地域協議会において「児童虐待」防止についてケース検証会議等を開催する。また同会主催で11月の児童虐待防止月間中に「子どもの虐待防止講演会」を開催する。	子育て推進課	講演会については平成21年11月15日（土）開催。講師、花園大学教授 橋本和明氏 演題「児童虐待から見てくること」。130名参加。	講演会については「児童虐待」という重くかつ専門的なテーマであるため、参加者は関係者が大半を占め広く一般市民を集客することは難しい。 また、旧4町村地域で開催すると更にその傾向は大きくなると見込まれるためどうしても旧田辺市内での開催となってしまう。	平成21年度以降も継続予定。
児童館活動（子育て家庭を支援する活動）	子育ての中で悩みや孤立感を感じる保護者に対して、教育相談を行う。また、子育て講座を実施し、家庭教育の充実を図るとともに関係機関と連携し、子育て家庭を支援する活動を行う。また、乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場を提供する。	田辺市児童館	月二回教育相談の日を位置づけて実施 学校や関係機関と連携して定期的な家庭訪問の実施 子育て講座や集いの実施 乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設し、子どもが安心して遊べる場、子どもや保護者の交流の場の提供	月二回の教育相談の日を位置づけ実施することができた。相談家庭や課題のある家庭については、学校や関係機関と連携を取りながら定期的に家庭訪問を行い、担任や保護者と話し合いを進めている。また、就学前の乳幼児と保護者を対象にフリースペースちびっこを開設しており、子どもや保護者の遊びや交流の場となっている。	平成21年度以降も継続して実施していきたい。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「田辺市次世代育成支援行動計画」に基づいた施策の推進	平成17年に、平成17年度から21年度までの5年間の前期計画として策定した。田辺市が少子化社会に対応して、今後目指していくまちづくりの具体的な施策について取りまとめている。行動計画においては、目標事業量の設定、個々の事業の推進状況の点検・評価により進行管理を行い、地域の事情や特性に応じた事業やサービスのあり方を検討し、効果的な事業実施を進める。	子育て推進課	次世代育成支援対策推進委員会で個々の事業について点検・評価を行った。また、後期行動計画策定のため小学生以下の児童がいる全世帯に対しニーズ調査を実施した。		平成21年度も継続実施。
子育てしやすい環境づくり	安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、思春期、妊娠期から子育て期に、健診・相談健康教育等の事業を実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期ふれあい体験事業 ・田辺市一般不妊治療費助成事業、田辺市特定不妊治療費助成事業 ・妊婦一般健康診査公費負担制度、田辺市第三子以降に係る妊婦健康診査費助成事業 ・マタニティスクール、パパママ教室 ・妊産婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問を含む）、育児支援家庭訪問事業、乳幼児訪問 ・乳幼児健診・相談事業 ・育児学級、親子教室 ・発達相談 ・予防接種 	子どもの健やかな発達を促し、また病気や障害の早期発見、早期療育のため、受診率、接種率向上に努め、高い水準を得られた。未受診者の状況把握は重要であるが連絡が取りにくいのが現状である。発達課題等がある児童の相談体制や就学に向けての支援が課題である。	平成21年度も継続実施。

8. 高齢者の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
住民バス運行事業の再編整備	過疎地（公共交通機関不通地域）における、交通弱者等の日常生活の利便向上を図ることを目的に、地域住民の交通手段の確保に努める。	企画広報課	交通弱者等の日常生活の交通手段を確保することなどを目的に、田辺市における公共交通施策の再構築に関する調査を実施した。 また、平成20年度においては、龍神村福井から御坊市（御坊駅）を運行している路線バスの一部区間廃止に伴い、龍神行政局から日高川町川原河までの区間で、住民バスを運行させ、地域住民の交通手段の確保に努めた。	田辺市における公共交通施策の再構築に関する調査において、田辺市の公共交通再編に向けた方向性が明確化され、結果第一弾として、龍神行政局から日高川町川原河までの区間で、住民バスの運行が実現した。	田辺市における公共交通施策の再構築に関する調査結果に基づき、順次効果的効率的な交通システム導入に取り組む。 平成21年度において、大塔地域の高額補助路線について、効果的かつ効率的な移手段を構築する。
田辺市高齢者虐待防止ネットワーク委員会の開催	地域包括支援センターの業務である権利擁護事業の中で、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携し、高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催する。	やすらぎ対策課	第1回委員会の開催に際し、庁内の関係部署に周知するための庁内連絡会を開催し、その後、20年7月14日に第1回目の委員会、21年1月28日に第2回目の委員会を開催した。その他に、緊急ケースについて、個別ケース検討会を11月4日と12月18日に開催した。	庁内連絡会の開催により自治振興課他庁内での連携ができてきている。	より多くの関係機関との連携のため、ネットワーク委員を増やすとともに、個別ケース検討会の開催回数を増やしていきたい。
孤立死防止推進事業（モデル事業）	平成19年度に県が実施した孤立死防止に関する地域実践プログラムのモデル地域として、田辺市の一部地域においてモデル的に事業を行うほか、市内12ヶ所にある在宅介護支援センターが、65歳以上の高齢者宅を訪問して高齢者の生活実態の把握を行ったり、緊急通報システムの設置や地域民生委員等と協力して、地域で見守りを行う。	やすらぎ対策課	モデル地区として、市内中心部（会津・八幡町）と山間部（富里地区）を選定し、65歳以上の一人暮らし高齢者の家族の状況や身体状況などの実態把握調査を行った。その後、そのデータをもとに民生委員や町内会役員などで構成された地区委員により、会津・八幡地区において、20年11月14日、21年3月24日に、富里地区において、20年10月17日、21年3月20日に協議会を開催し、地域でできる見守り等についての話し合いを行った。	民生委員などの地域での関係機関との情報の共有。	孤立防止推進事業のまとめを行ったあと、それをもとに協議会で協議会で再度協議を行う。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
隣保館デイ・サービス事業	障害者及び高齢者等の自立を助長し生きがいを高めるために、創作・軽作業、日常生活訓練等を行う。	南部・西部・芳養センター	デイ・サービスセンターに設置している電位治療器（ヘルストロン）・健康ぶら下がり器等の健康器具を利用した機能回復訓練、高齢者の歩行訓練を実施した。 高齢者の福祉の増進を図るための配食サービスを12月10日に実施。対象者39名（65才以上の寝たきりの方や70才以上の一人暮らしの方）	配食サービスは自主防災の食料班が中心に地域ボランティアの参加で実施している。デイサービスセンターの健康器具の利用を啓発しているが利用者数が減少傾向にある。	事業の継続
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家族・地域等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、5つの老人クラブ連合会と委託契約を結んで老人クラブの活動を基本に実施する。	やすらぎ対策課	旧田辺市については連合会及び地区毎に、旧町村については、連合会毎に下記の事業等を実施。 ・グラウンドゴルフ大会（6/12、9/25、10/12、11/22、12/13、3/28）計417名参加 ・演芸大会（11/15、12/7、1/18）計830名（観客含）参加 ・カラオケ大会等（12/6、2/24）計338名（観客含）参加 ・陶芸体験教室（7/10）28名参加 ・ちぎり絵教室（9/17、12/10）計85名参加 ・ボウリング大会（10/14）計62名参加等	高齢者の生きがいと健康づくりには欠かせない事業である。 事業については、趣向を凝らした取り組みが行われ継続実施している事業が多い。	平成21年度事業については、実施内容を検討中だが、今後も継続して実施していきたい。
紙おむつ等購入費支給事業	要介護1～3に認定され、かつ常時失禁がある等、紙おむつ使用の必要性が認められる市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に介護用品購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ220件、2,464,961円支給	高齢者とその家族の経済的負担を軽減できたと思われる。	平成21年度も継続予定。
家族介護用品購入費支給事業	要介護4または5に認定されている市民税非課税世帯に属する要介護者を現に在宅で介護している家族等に介護用品購入費を支給する。	やすらぎ対策課	延べ348件、7,681,811円支給	高齢者とその家族の経済的負担を軽減できたと思われる。	平成21年度も継続予定。
家族介護慰労事業	要介護4または5に認定され、市民税非課税世帯の在宅介護者が、過去1年間介護サービスを受けなかった場合に、現に介護している家族に慰労金10万円を贈呈する。	やすらぎ対策課	100,000円×9名=900,000円支給	当該家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上を図れたと思われる。	平成21年度も継続予定。
緊急通報装置貸与事業	市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	やすらぎ対策課 消防総務課警防室	一人暮らしの高齢者を対象として緊急通報システムのセンター設備を更新した。 市内のひとり暮らしの高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 緊急通報装置は、利用者が緊急ボタンを押すことにより消防署へ通報され、必要に応じ消防署から利用者の近所に住んでいる協力員へ連絡される。	災害弱者である高齢者等を災害や事故等から守るためには、地域で支えあう態勢作りが必要である。緊急通報システムは、自宅内での急病や事故に際し、ワンタッチで消防署へ通報できる装置であり、通報を受けた消防署と近隣の協力者が協力して、救護等を行うものであり、高齢者の安全確保に大きな効果がある。	平成21年度以降も継続する。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	やすらぎ対策課	徘徊行動が認められる認知症高齢者を介護する家族に対し、徘徊高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを利用し、その居場所を伝えることで事故を未然に防止し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 徘徊高齢者が探索器を所持することにより、現在位置が確認できる。	介護する家族の身体的・精神的負担が軽減されている。	平成21年度も継続する。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺市シルバー人材センター運営費補助金の交付	高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手として生きいきと働く、あるいはボランティア活動をはじめ、様々な社会活動の参加につなげるために補助金を交付する。	やすらぎ対策課	シルバー人材センターでは、定年退職後、常用雇用は望まないが、自己の労働能力を活用することにより収入を得るとともに、自らの生きがいの充実、社会参加を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を組織的に提供した。また、高齢者の方々が長年培ってこられた知識・経験・技能を活かし、福祉の受け手ではなく、地域社会の担い手として生きいきと働く、或いはボランティア活動を始め、様々な社会活動の参加につなげていただいている。本年度は大塔支部の新たな設置に当たり、経常的な補助金に加え、人件費や備品等を増額を行った。	シルバー人材センターでは、合併後は、各管区内に支部を設け、地域住民の方々にに対し、安心して支援を依頼していただけるよう努めていただいている。	高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るとともに、生きがいをもち働いていただけるよう今後も支援していきたい。
田辺市高齢者保健福祉計画2006」に基づいた施策の推進	介護予防事業、介護保険事業の充実に向けた取組み及び健康寿命の延伸、地域ケア体制の構築についての取組みを促進する。 1. 認知症高齢者支援対策の推進 2. 高齢者の生きがいづくり対策の推進 3. 地域総合ケアシステムの確立と介護予防の推進 4. 介護保険サービスの充実 5. やさしいまちづくりの推進 6. 人材の確保・養成	やすらぎ対策課	田辺市高齢者保健福祉計画策定委員会の開催 全体委員会 2回、高齢者保健福祉部会 2回、介護保険事業部会 3回 上記の委員会での協議をもとに、平成21年度から23年度の3年間の「田辺市高齢者福祉計画」及び「田辺市第4次介護保険事業計画」の計画を策定した。 高齢者福祉計画の施策体系 1. 社会参加の促進を図る。 2. 在宅生活を支援する。 3. 施設サービスの充実を図る。 第4期介護保険事業計画 3年間の介護保険総給付費 約197億円 第1号被保険者保険料基準額 月4,782円(前回基準額5,243円)	平成20年度は、計画どおり田辺市高齢者保健福祉計画策定委員会を開催し、「田辺市高齢者福祉計画」「田辺市第4期介護保険事業計画」を策定することができた。	策定した計画をもとに、本市の高齢者福祉施策の推進を図るとともに安定した介護保険制度の維持に努める。
「都市計画マスタープラン」の策定	平成20年、21年で策定する都市計画マスタープランを「田辺市高齢者保健福祉計画2006」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づいて策定し、計画段階からバリアフリーを盛り込む。	計画課	都市計画マスタープラン策定に対し、様々な視点や立場からご意見を頂くため、学識経験者・各種団体の代表者・一般市民公募委員・市議会議員・関係行政機関職員の構成で「田辺市都市計画マスタープラン策定委員会」を組織し、マスタープランづくりを進めてきた。また、庁内組織として「作業部会」組織し、庁内調整を図りつつ、策定を進めてきている。平成20年度では、全体的な都市構想を中心に議論を進めてきており、「田辺市高齢者保健福祉計画2006」及び「県の福祉のまちづくり条例」を意識しつつも、バリアフリーに関する具体的な議論の段階までは至っていない。	都市計画マスタープランは、都市の整備方針等を決めていくものであり、バリアフリーに関しても、都市計画の観点からの方針としていくため、例えば、道路を計画する際には、この都市計画マスタープランに基づき計画し、バリアフリーに関しても計画していく等、個別の道路・公園等の計画時におけるバリアフリー計画の具体化が今後の課題になってくる。	平成21年度 都市計画マスタープラン策定 平成22年度 都市計画区域の見直し着手 平成23年度以降 都市計画道路等の見直し着手
建築物の設計、改修等	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福祉計画2006」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	計画課	東陽中学校、田辺第一小学校、東小学校、本宮ピジターセンター等の「福祉のまちづくり条例」該当建物は、条例の仕様に基づく設計し届出を行い、完成した建物は仕様に基づき設計施工しました。また、工事中の建物は、設計書通り施工中。 条例該当外の建物等も可能な限り条例の仕様に基づき設計した。	新築の建物については「福祉のまちづくり条例」に基づき設計施工した。 既設建物の改修工事は、高齢者や障害者の方に対して優しくて使いやすい施設となるような設計を心がけているが、既設建物の制約等があり難しいところもある。現地調査のうえ十分な検討を行い、可能な限り条例の仕様に基づいた優しい設計を行っていく。	平成21年度も継続予定。

9. 障害者の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
障害者週間にあわせた街頭啓発活動	障害者週間中（12月3日から9日）に、自動車を使った街頭宣伝活動を行うとともに、障害者団体と一緒に、障害者施設が作った啓発グッズ等を配布し、障害者に対する理解を深めてもらう活動を行う。	やすらぎ対策課障害福祉室	12月3日に市内スーパーの協力を得て実施。例年は、田辺市内のみのスーパーであったが、今回は、上富田、白浜のスーパーにおいても、街頭宣伝活動を行った。		平成21年度も継続実施。
聴覚障害者用の119番通報用ファクシミリ等の運用	ファクシミリや電子メールを利用し、聴覚障害者からの119番通報を受信するとともに、災害情報等を提供する。	消防総務課警防室	ファクシミリや電子メールを利用し、聴覚障害者からの119番通報の受信及び災害情報等の提供を継続する。	聴覚障害者は、一般の電話での緊急通報では素早く状況を伝えることができにくいという面があり、ファクシミリや電子メールを利用して通報手段を確保している。また、田辺市では気象警報等を防災行政無線を通じて住民に周知しているが、聴覚障害者に対しては、これに代わりファクシミリや電子メールによる情報伝達が有効な手段となっている。	平成21年度以降もファクシミリや電子メールを利用し、聴覚障害者からの119番通報の受信及び災害情報等の提供を継続する。
福祉的就労の場である就労継続支援、就労移行支援を利用する障害者に対する支援事業	本支援事業を利用する障害者に対して、就労意欲の向上、個人負担の軽減のため、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施する。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成20年度においても、通所にかかる交通費と利用者負担の一部を補助する事業を実施した。	障害者の就労意欲の向上、負担の軽減につながっている。	利用者負担の一部を補助する事業は、障害者自立支援法施行後3年間の実施状況に基づく法改正内容を見て再検討となっていたが、利用者負担の制度については、20年度と同レベルで残るため、引き続き、実施することになっている。
職員向け障害者研修の実施	毎年8月にやすらぎ対策課主催による「障害児サマースクール」に新採職員を参加させる。	総務課	8月4日から12日の間に実施された「障害児サマースクール」に新採職員12人を参加させた。	障害者に対する意識の向上が図られる。	定期的、計画的に参加させていく。
障害者施設の建設に対する市所有地の提供	障害福祉計画では、施設入所者の一割以上が地域へ移行する計画となっているため、地域移行の受け入れ先として、グループホーム・ケアホームの確保や就労継続支援・就労移行支援等の就労の場の確保が、これまで以上に必要となってくる。今後、社会福祉法人が、そうした施設の建設の場として、市に協力を求めてきた場合には、芳養町田中の市所有地を紹介し、提供する予定にしている。	やすらぎ対策課障害福祉室	平成20年度においては、4法人から利用の申し出があり、地元協議に向け準備中。	今回の利用の申し出の結果、土地の8割程度が利用されることになることから、今後、新たに提供のできる土地があるのかどうか、検討・協議の必要がある。	4法人からの計画書等の提出を受け、町内会総会等で説明を行い、地元協議において了解を得た後、施設建設等のため法人と調整を行う。
ペットボトルリサイクル業務及び容器包装プラスチックリサイクル業務の委託	プラスチック類をリサイクルすることにより、循環型社会の推進と最終処分場の延命化を目的に『田辺市障害者計画及び障害福祉計画』に基づき、市業務の障害者団体への委託に努める。	廃棄物処理課	ペットボトルリサイクル業務と容器包装プラスチックリサイクル業務の委託を行った。	評価 一般就労への移行の促進に寄与できていると思われる。 問題点 平成21年2月19日、容器包装プラスチックリサイクル施設で作業終了後、清掃中に利用者がベルトコンベアに巻き込まれる事故が発生した。幸いにも10日間の自宅療養後に復帰した。その後、設備を改善するとともに、作業についても改善を行った。	平成21年度も継続してリサイクル業務を委託した。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
「田辺市障害者計画」及び「障害福祉計画」に基づいた施策の推進	平成19年3月に、18年度から23年度までの6年間の計画として策定した。 障害者計画において、田辺市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めている。 障害福祉計画では、田辺市における障害福祉サービスをどの程度確保していく必要があるのかを年度ごとにその数値を示し、その推進に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	障害福祉計画は平成18年度から20年度までが第1期計画であったため、21年度から23年度までの第2期計画を策定した。 第1期計画の各障害福祉サービスの見込量は、すべてではないが、ほぼ達成された。その実績を元に、第2期計画での各障害福祉サービスの見込量を設定し、今後3年間は、その数値の達成に取り組むことになる。	各障害福祉サービスの見込量の達成ができるように、市と障害福祉サービス提供事業者等関係者との連携が課題。	引き続き、計画の推進に取り組む。
「田辺市バリアフリー基本構想」の推進	基本構想におけるJR紀伊田辺駅、市役所本庁、市民総合センター及び紀南文化会館とそれらの施設を結ぶ主要道路のバリアフリー化を推進する。	やすらぎ対策課障害福祉室	紀伊田辺駅のエレベーターが平成21年3月29日に完成し、利用が始まった。(事業実施主体はJR西日本、国、県、市が補助金を支出) 市役所本庁、市民総合センターの障害者用駐車場に案内表示を設置。 紀南文化会館のスロープ誘導案内の設置等各種バリアフリーを実施。	障害者団体等からの要望があった駅のエレベーターが設置され、長年の懸案が解決された。	平成21年度中に、紀伊田辺駅構内に障害者用トイレを設置する予定。(事業実施主体等はエレベーターと同じ)
JR紀伊田辺駅のバリアフリー化推進事業	JR紀伊田辺駅の跨線橋(一般自由通路)に沿わせる形で、新しくホームをつなぐエレベーターを完備(各ホーム1基の計2基)した跨線橋を新設することにより、バリアフリー化を実現する。 本事業においては、エレベーターの他、手摺り、誘導ブロック、音声案内システム等の整備もあわせて行う。	企画広報課	計画通り、エレベーターを完備(各ホーム1基の計2基)した跨線橋を新設した。 本整備事業においては、エレベーターの他、手摺り、誘導ブロック、音声案内システム等の整備もあわせて行い、バリアフリー化に努めた。 事業主体はJR西日本で、国、県、市が補助を行った。	長年の課題が解消し、田辺市のバリアフリー施策の主要事業として評価できる。	平成21年度において、ホーム便所のバリアフリー化に取り組む。
「都市計画マスタープラン」の策定(再掲)	平成20年、21年で策定する都市計画マスタープランを「田辺市障害者計画」並びに「田辺市障害福祉計画」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づいて策定し、計画段階からバリアフリーを盛り込む。	計画課	8.高齢者の人権(17ページ)を参照		
社会体育施設のバリアフリー化に向けた整備	市内の社会体育施設において、障害者が車椅子での利用が出来るように、スロープ等、可能な限り施設の整備充実を図る。	スポーツ振興課	「田辺市もりいこいの広場プール」入口近くの駐車場に障害者用マークを記入し、障害者優先駐車場(1台分)として確保した。	体育施設の整備修繕の際には、できるだけバリアフリー化に努め、障害者の方に利用しやすい施設としての整備を心がけているが、老朽化が進んでいる施設が多いため、十分な対応ができていない。	今後の施設整備にあたっては、バリアフリーは元より、トイレについては、できるだけウォッシュレット付きのものを整備し、障害者の方が利用しやすい施設とする。
建築物の設計、改修等(再掲)	建築物の計画、改修時に「田辺市高齢者保健福祉計画2006」及び「県の福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を推進する。	計画課	8.高齢者の人権(17ページ)を参照		
海蔵寺地区沿道区画整理事業型街路事業 御所谷住宅地区改良事業 都市計画道路元町新庄道路改良事業	安全かつ安心して生活できる街路事業、土地区画整理事業の整備 ・区画整理の施工(市街地環境の整備改善) ・車道整備並びに歩道設置工事 良好な住宅環境の整備(公園・道路整備を併用実施) ・改良住宅の建築と自力建設用地の造成 ・改良地区内幹線道路の整備(幅員拡幅及び勾配修正) ・幹線道路に片側歩道の設置(段差解消、幅員確保、緩勾配及び点字ブロックの敷設) ・公園整備 道路改良事業に伴い、スムーズな交通移動手段の確保と交通弱者への保護 ・車道拡幅工事 ・歩道設置工事	都市整備課	区画整理の施工進めていく上で、建物等工作物の解体撤去がほぼ完了し、現在、車道整備並びに歩道設置工事に向けて進捗中である。 良好な住宅環境整備の完成 改良地区内幹線道路(L=288m,W=9.5m)の整備を行い、幹線道路には片側歩道(W=2.5m)の設置し段差解消並びに緩勾配及び点字ブロックの敷設を行った。 尚、地区内には3公園(児童公園2箇所、地区公園1箇所)の整備を行い住宅地区改良事業が完了した。 車道拡幅並びに歩道設置工事に向けて、建物等工作物の解体撤去がほぼ完了した。	計画どおり地区内の建物等工作物等の解体撤去が全て完了し、市街地の機能を停滞させることなく、平成21年度中には優良で安全な車道の整備並びに歩道を設置することができると思われる。 御所谷地区の住環境整備を目的として平成7年度から平成20年度の事業期間にわたり、密集した劣悪な住環境を更新し、改良住宅の建設をはじめ、道路・児童公園・集会所等の公共施設の整備が完成する事 道路拡幅部分にかかる建物等工作物の解体撤去がほぼ完了し、車道整備事業に着手しつつある。	平成21年度中には地区内の工事はほぼ完成する予定。 平成21年度中には、海蔵寺地区内の道路整備工事の完成に併せて、暫定的な車道整備を行い一方通行区間を解除する予定。

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
道路開設・改良工事における歩行者の安全な通行の推進	市道改良工事にあたり、側溝・歩道等の段差解消・滑り止め施行等、歩行者の安全を図る。	土木課	平成20年度市道改良工事にあたり、側溝及び側溝蓋に滑り止めを設置し、歩行者の安全を図った。	道路全般の改良が必要になる為、改良に年数がかかる。	歩行者の安全な通行を確保するために、側溝等の滑り止め処置及び歩行者道の設置等を行う。
西牟婁圏域自立支援協議会の開催	本協議会は、福祉、教育、雇用の関係者(行政、事業者)で構成し、地域のさまざまな障害福祉の課題について協議し、それぞれのサービス提供事業者が連携のもと、効果的で中立・公正なサービス提供ができるよう連携に努める。	やすらぎ対策課障害福祉室	年間2回の全体会を開催(開催日:平成20年8月26日、平成21年2月23日)し、自立支援協議会の定着化をはかった。	自立支援協議会の組織後、専門部会として、「発達障害部会」「障害者就労支援部会」を設置したが、全体会を含めた各種会議(全体会、定例会議、事務局会議及び専門部会議)の効果的な開催が課題。そのためには、それぞれの会議の長と事務局の体制整備が必要だが、自立支援協議会の法的な位置付けが不透明な問題もあり、困難な状況がある。	引き続き、自立支援協議会の定着化を図る。

10.外国人の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
田辺観光戦略推進事業	・外国人対応レベルアップ 観光業者に対して、外国人(英語圏)が来訪した際、安心して観光できるツールを整備する。具体的には、英語が話せなくても必要な情報を伝達することが可能なコミュニケーションツールを作成する。	観光振興課	外国人対応レベルアップの内容 ・外国人対応レベルアップ講習会の開催 1.2008年8月 田辺市旅館業組合員 2.2008年10月 熊野本宮大社神官・巫女 3.2008年12月 熊野交通等バス会社乗務員 4.2008年12月 田辺市内旅館(湯の峰・川湯・近露・龍神)復習 その他 ・国際合気道大会でのフランス人来日を想定し、フランス語のホームページを開設(現在は日、英、中、韓、仏の5ヶ国を開設)	世界遺産登録後、増加する外国人来訪者に対して言語、文化等の相違による相互理解のため、語学が苦手な方でも外国人に対して接客出来る「指さしツール」の作成は内外から高い評価を得ている。	継続して実施していきたい。
A L T の配置、小学校での英語活動	小学校においては、英語活動や特別活動、社会等の時間を通して国際理解に努める。また、中学校では、英語・社会及び道徳・学活・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進める。それに加え、A L T を田辺市内に6名配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進める。	学校教育課	小学校においては、英語活動や特別活動、社会科等の時間を通して国際理解に努めた。また、中学校では、英語科・社会科及び道徳・学活・総合的な学習の時間などを利用して国際理解の教育を進めた。それに加え、市内に6名のA L T を配置し、発達段階に応じた英語活動及び国際理解教育を進めた。	A L T の活用により、英語活動及英語教育が充実し、国際理解教育が定着してきた。今後、新学習指導要領の実施にともない、小学校の更なる英語活動の充実が課題である。	平成21年度も継続実施。

11. 感染症・難病患者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
妊婦、新成人への普及・啓発	妊娠届出時に「性感染症に関する正しい知識について」の副読本を配布し、普及と啓発を実施する。 成人式で新成人にエイズ予防パンフレット「ストップエイズ」を全員に配布し、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を実施する。	健康増進課	1) 妊娠届出時に「感染症に関する正しい知識について」副読本を配布し、普及と啓発を実施した。 2) 成人式で新成人にエイズ予防パンフレット「話し合うエイズ」を全員に配布して、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を実施した。	妊娠届出時に、感染症などについて、正しい知識の普及啓発に効果が上がっている。青少年への普及啓発は、関係機関との連携を図り取り組んでいく。	関係機関との連携を図りながら継続的に取り組んでいく。

12. 刑を終えて出所した人の人権、13. 犯罪被害者等の人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
該当事業なし					

14. インターネット等による人権侵害等の問題

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
情報セキュリティポリシーの見直し	平成18年2月に内閣官房情報セキュリティセンターに事務局をおく情報セキュリティ政策会議が、策定した「第1次情報セキュリティ基本計画」において、 情報セキュリティ確保にかかるガイドラインの見直し等 情報セキュリティ監査実施の推進 (仮称)自治体情報共有・分析センターの創設促進 職員の研修等の支援 を重点的に取り組んでいくことを位置づけた。 当市では、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」「地方自治体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の全面見直しを受け、「情報セキュリティポリシー」の見直し作業を進める。	情報政策課	上記ガイドラインの全面見直しをうけ、この内容について担当職員の研修参加等の取り組みを行った。	個人情報を預かる地方自治体として、情報セキュリティ対策は住民に対する行政の責任を果たすという意味で、実施しなければならないものである。	情報セキュリティ対策は、ポリシー作成 実施手順策定 内部監査 外部監査と、実施されるが、庁内各課における事務量が膨大な量になると予想されることから、実施内容について十分調査研究を行う必要がある。また、本事業については、平成23年度の完全実施に向け継続的に取り組むこととした。
個人情報の流出防止	市民の個人情報を取り扱っていることから、職場で知りえた情報は庁外へ持ち出さないよう指導徹底する。	市民課各課	ほかの人には知られたくない情報についてもたくさん取り扱っているため、指導を徹底している。		

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
管理職研修会、情報担当者研修会	情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、教育計画に基づき、情報モラル教育の充実を図っていく。また、保護者に対しては、教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、携帯電話の危険性と情報モラルについて啓発活動を行っていく。 情報流失防止 情報担当者研修会等で情報管理に関する研修を深め、情報流失問題が発生しないように指導していく。 人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導していく。	学校教育課	情報モラル 児童生徒に対する指導に関しては、各学校の実情に応じた、情報モラル教育の充実を図った。また、保護者に対しても教育講演会や学級懇談会、家庭訪問、三者面談等を利用して、携帯電話の危険性と情報モラルについて啓発活動を行った。 情報流失防止 管理職研修等を通じて情報管理に関する研修を深め、情報流失問題が発生しないように指導した。 人権問題発生時の対応 人権問題発生時の対応マニュアルを各学校で作成し、人権問題発生時の対応が迅速にできるよう指導する。(定例校長会 8月21日)	携帯電話等、情報機器の普及により、全国的に様々な問題が報告されている。そのため、本市においても更なる情報モラル教育の充実が必要である。	平成21年度も継続予定
インターネット等による差別表現対応	インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに対応する。また、そのための体制を整備する。 ・和歌山県策定マニュアルに沿って対応する。 ・速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局・和歌山県・関係団体等との連携を図る。	人権推進課	市では、インターネット等による差別表現に関して連絡を受けていない。	匿名性を利用したインターネット上での人権侵害については、啓発の必要性がある。	平成21年度も継続実施。

15. 様々な人権

事業名	事業の内容	所管課	事業実施状況	評価・問題点等	今後の予定
該当事業なし					